

藤沢市奨学生選考委員会規則の廃止について  
藤沢市奨学生選考委員会規則を次のように廃止する。

2010年（平成22年）3月22日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 廃止する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成22年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、奨学生の選考等について調査審議をする藤沢市奨学生選考委員会の廃止に伴い、藤沢市奨学生選考委員会の組織及び運営について必要な事項を定めた規則の廃止等、所要の改正をする必要による。

藤沢市奨学生選考委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成22年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 澁谷 晴子

#### 藤沢市教育委員会規則第6号

藤沢市奨学生選考委員会規則を廃止する規則

藤沢市奨学生選考委員会規則（昭和36年教育委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正）

2 藤沢市教育委員会事務局組織等規則（平成12年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条教育指導課の分掌事務第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から14号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2固有事務決裁表教育指導課の項奨学金の項を削る。

（藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正）

3 藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成20年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「、奨学生選考委員会委員」を削る。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則新旧対照表

改正案	現行
<p>教育指導課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校経営の指導助言に関する事。</li> <li>(2) 教員の研修に関する事。</li> <li>(3) 教育課程、学習指導及び進路指導に関する事。</li> <li>(4) 教科書、その他教材の取扱い及び教材教具の整備に関する事。</li> <li>(5) 教育資料に関する事。</li> <li>(6) 特別支援教育に関する事。</li> <li>(7) 八ヶ岳野外体験教室に関する事。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>(8)</u> 教科用図書採択審議委員会の庶務</li> <li><u>(9)</u> 教育文化センターに関する事。</li> <li><u>(10)</u> 指定管理者に対する運営指導</li> <li><u>(11)</u> 学校教育相談センターに関する事。</li> <li><u>(12)</u> 幼児教育との連携に関する事。</li> <li><u>(13)</u> 学校評価に関する事。</li> </ul> <p>別表第 2(第 10 条関係) 固有事務決裁表</p>	<p>教育指導課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校経営の指導助言に関する事。</li> <li>(2) 教員の研修に関する事。</li> <li>(3) 教育課程、学習指導及び進路指導に関する事。</li> <li>(4) 教科書、その他教材の取扱い及び教材教具の整備に関する事。</li> <li>(5) 教育資料に関する事。</li> <li>(6) 特別支援教育に関する事。</li> <li>(7) 八ヶ岳野外体験教室に関する事。</li> <li><u>(8)</u> 奨学生選考委員会の庶務</li> <li>(9) 教科用図書採択審議委員会の庶務</li> <li>(10) 教育文化センターに関する事。</li> <li>(11) 指定管理者に対する運営指導</li> <li>(12) 学校教育相談センターに関する事。</li> <li>(13) 幼児教育との連携に関する事。</li> <li>(14) 学校評価に関する事。</li> </ul> <p>別表第 2(第 10 条関係) 固有事務決裁表</p>

課等名	事務の種類	決裁事項	決裁区分	合議	備考
教育指導課	学校教育指導	学校教育指導計画の策定	部長		
		学校教育指導の実施	課等の長		
		教員の研修・研究	課等の長		
	特別支援教育	障害児の就学指導	課等の長		
	八ヶ岳野外体験教室	八ヶ岳野外体験教室の学校利用計画, 指導計画の作成	課等の長		
		八ヶ岳野外体験教室の管理運営	課等の長		
		指定管理者に対する運営指導	部長		
	教育文化センター	教育文化センター運営計画の策定	部長		
		教育史編さん事業計画の策定	部長		
		藤沢の自然編さん事業計画の策定	部長		
		研究及び研修の事業計画の作成	部長		

課等名	事務の種類	決裁事項	決裁区分	合議	備考
教育指導課	学校教育指導	学校教育指導計画の策定	部長		
		学校教育指導の実施	課等の長		
		教員の研修・研究	課等の長		
	特別支援教育	障害児の就学指導	課等の長		
	奨学金	奨学生選考委員会の庶務	課等の長		
	八ヶ岳野外体験教室	八ヶ岳野外体験教室の学校利用計画, 指導計画の作成	課等の長		
		八ヶ岳野外体験教室の管理運営	課等の長		
		指定管理者に対する運営指導	部長		
	教育文化センター	教育文化センター運営計画の策定	部長		
		教育史編さん事業計画の策定	部長		
		藤沢の自然編さん事業計画の策定	部長		
		研究及び研修の事業計画の作成	部長		

		教育史の編集	課等の長		
		出版物の編集及び発行	課等の長		
		研究及び研修の事業の実施	課等の長		
		教育情報の収集及び提供	課等の長		
	学校教育相談センター	学校教育相談センター運営計画の策定	部長		
		相談支援教室の管理運営	課等の長		
		教育相談事業全般	課等の長		

		教育史の編集	課等の長		
		出版物の編集及び発行	課等の長		
		研究及び研修の事業の実施	課等の長		
		教育情報の収集及び提供	課等の長		
	学校教育相談センター	学校教育相談センター運営計画の策定	部長		
		相談支援教室の管理運営	課等の長		
		教育相談事業全般	課等の長		

附 則(平成 21 年教委規則第 6 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(委任事項)</p> <p>第 2 条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めるとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。</p> <p>(1) 教育行政の運営に関する基本的な方針を定めること。</p> <p>(2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。</p> <p>(3) 1 件 20,000,000 円以上の教育財産の取得を申し出ること。</p> <p>(4) 県費負担教職員の任免，分限及び懲戒その他の進退について内申すること。</p> <p>(5) 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。</p> <p>(6) 県費負担教職員以外の職員(以下「事務局職員等」という。)の人事の一般方針を定めること。</p> <p>(7) 事務局職員等の任免，分限及び懲戒を行うこと。</p> <p>(8) 学校その他教育機関の敷地を選定すること。</p> <p>(9) 1 件 20,000,000 円以上の工事の計画を策定すること。</p> <p>(10) 教育委員会の規則及び規程の制定又は改廃を行うこと。</p> <p>(11) 藤沢市立の小学校及び中学校並びに特別支援学校(高等部を含む。)の教科用図書の採択を行うこと。</p>	<p>(委任事項)</p> <p>第 2 条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めるとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。</p> <p>(1) 教育行政の運営に関する基本的な方針を定めること。</p> <p>(2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。</p> <p>(3) 1 件 20,000,000 円以上の教育財産の取得を申し出ること。</p> <p>(4) 県費負担教職員の任免，分限及び懲戒その他の進退について内申すること。</p> <p>(5) 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。</p> <p>(6) 県費負担教職員以外の職員(以下「事務局職員等」という。)の人事の一般方針を定めること。</p> <p>(7) 事務局職員等の任免，分限及び懲戒を行うこと。</p> <p>(8) 学校その他教育機関の敷地を選定すること。</p> <p>(9) 1 件 20,000,000 円以上の工事の計画を策定すること。</p> <p>(10) 教育委員会の規則及び規程の制定又は改廃を行うこと。</p> <p>(11) 藤沢市立の小学校及び中学校並びに特別支援学校(高等部を含む。)の教科用図書の採択を行うこと。</p>

(12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること。

(13) 社会教育委員，スポーツ振興審議会委員，公民館運営審議会委員，文化財保護委員，教科用図書採択審議会委員，学校事故措置委員会委員，市民ギャラリー運営協議会委員及び図書館協議会委員を委嘱又は命ずること。

(14) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し又はこれを変更すること。

(15) 請願，訴訟又は不服の申立てに関すること。

(16) 藤沢市情報公開条例(平成 13 年藤沢市条例第 3 号)に基づく教育委員会の権限に関すること。

(17) 藤沢市個人情報保護に関する条例(平成 15 年藤沢市条例第 7 号)に基づく教育委員会の権限に関すること。

(18) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関すること。

附 則(平成 21 年教委規則第 6 号)

この規則は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること。

(13) 社会教育委員，スポーツ振興審議会委員，公民館運営審議会委員，文化財保護委員，教科用図書採択審議会委員，奨学生選考委員会委員，学校事故措置委員会委員，市民ギャラリー運営協議会委員及び図書館協議会委員を委嘱又は命ずること。

(14) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し又はこれを変更すること。

(15) 請願，訴訟又は不服の申立てに関すること。

(16) 藤沢市情報公開条例(平成 13 年藤沢市条例第 3 号)に基づく教育委員会の権限に関すること。

(17) 藤沢市個人情報保護に関する条例(平成 15 年藤沢市条例第 7 号)に基づく教育委員会の権限に関すること。

(18) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関すること。